

別記様式第1号(第四関係)

かわべちまく かつせいかけいかく  
川辺地区活性化計画

わかやまけん ひだかがわちょう  
和歌山県・日高川町

平成21年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 川辺地区活性化計画

都道府県名	和歌山県	市町村名	日高川町	地区名(※1)	川辺地区	計画期間(※2)	平成21年度～平成23年度
-------	------	------	------	---------	------	----------	---------------

## 目標 : (※3)

地域の基幹産業である農業を振興するため農林産物処理加工施設を整備し、地域農産物の加工品販売額の増加を目指す。具体的には、加工品販売額を平成20年度の140千円から、平成23年度には、4,975千円となるよう目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

日高川町川辺地区は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、旧矢田・早藤・丹生村からなっており、東は印南町に、北は有田郡広川町に、西は御坊市に、南は印南町に接し、東西9.5km、南北8kmの総面積75.97km<sup>2</sup>で、統計135度11分、北緯35度54分に位置する。

気象は、年平均16.5℃、雨量は約1,870mmと比較的温暖で、降雪もほとんどなく極めて恵まれた気象条件である。

川辺地区の主な産業は農業で、立地条件を生かし日高川沿いの平野から支流沿いの山間部において柑橘特に温州みかんを基幹作物として野菜・花き・水稲を組み合わせた複合経営を行っている地域である。

### 現状と課題

川辺地区の経営耕地面積については、樹園地・田・普通畑の順番で、農業総生産額で見れば、果樹、野菜、水稲、花きの順となっている。

果樹では、温州みかん経営規模1.0ha未満の農家が全体の約7割弱を占めており、一戸当たりの経営規模は小さく、専業農家数についても年々減少傾向にあり、基幹産業である農業の、後継者不足、高齢化や就業者の減少による農地の荒廃が進んでいる。

このような農業経営状況において、専業農家では施設や露地による野菜栽培が進んでいるため農家で生産された農産物の活用や、鳥獣害対策で捕獲されたシカ・イノシシの肉の活用などにより、農家の所得向上や地域間交流の活性化により地域の活力向上が課題である。

### 今後の展開方向(※4)

川辺地区の農家で生産された農作物はほとんど加工されることなく主に農協や直売施設へ出荷されている状況であるが、近年、地域の特産品づくりのための講習会等が実施され、農産物を利活用し新たな特産品づくりを目標に取り組んでいる。

しかしながら、保健衛生上の問題やグループ活動ができる加工施設が無いため、本事業により農林産物処理加工施設を導入し、規格外品の農産物の利用や、鳥獣害対策で捕獲されたシカ・イノシシの肉の加工品の開発を行い、農産物等に付加価値を付け、販売額の増加、地産地消の推進による需要拡大を図り、地域の活性化による活力の向上を目指し、担い手の確保、後継者の育成に取り組む。

## 【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実現する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別【※3】	備考
日高川町	川辺	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	紀州中央農業協同組合	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当無し					

### (3) 関連事業(法第5条第2項第7号)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当無し				

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当無し
------

### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

川辺地区(和歌山県日高川町)	区域面積(※2)	7,597ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号:  当該地区は、総面積7,597haのうち農林地面積は6,176haで81%を占め、就業者総数3,570人のうち第一次産業の農林水産業従事者は1,105人で全体の30.1%を占め、農林水産業が重要な地域である。		
②法第3条第2号:  当該地区は、人口の減少(平成12年国勢調査6,904人～平成17年国勢調査6,811人で1.3%の減)、農林業従事者の高齢化傾向(平成12年国勢調査65歳以上人口比率1,641人23.8%～平成17年国勢調査1,712人25.1%で1.3%の増)からみて、施設の整備による地域間交流を進め、活性化を図ることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号:  市街化区域を形成している区域はない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には、(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法【※2】		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画最終年度の翌年度(平成24年度)に、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で整備した当該施設の農産物加工品販売額を確認し、目標の達成状況の検証を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗揚げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	和歌山県・日高川町		
計画期間 実施期間	平成21年度～平成23年度 平成21年度	総事業費(交付金)	29,608 千円 ( 14,804 千円)

### 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	地域産物の販売額の増加を目標としており基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	第1次日高川町長期総合計画との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	関係農林業者からの要望が強く、平成20年1月26日に説明会を開催し、地域住民の合意を得て、計画している。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	事業主体は紀州中央農業協同組合で、日高川町も財政支援を行う見込みであり、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	地域の基幹産業である農業を振興するため地域産物の販売額の増加を図り、農林水産物処理加工施設を整備をするもので整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間:平成21年度～平成23年度 3カ年 ガイドラインの規定から3年から5年程度の期間内であり適切である。 実施期間:平成21年度 事業実施期間は1年間としているが目標達成のためには施設整備だけではなく、加工品販売推進のため、計画期間は3年としており、ガイドラインの規定から3年から5年程度の期間内であり適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	交付金要望額は、交付限度額の範囲内である。



## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	自力若しくは他の助成を本交付金に振り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	改築による既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としていないので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林水産物処理加工施設の耐用年数は18年で、5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	費用対効果分析により効果の発現は確認している。
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について」に基づき行っており適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析の算定結果は、1.10であり基準の1.0以上を確保している。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容、事業実施主体等については、以下のとおり実施要綱等に定める要件をみたしている。 事業内容:農林産物の加工施設の整備、事業実施主体:紀州中央農業協同組合 メニュー番号:27、要件類別番号:16 (山振・過疎・特農・半島)・五法指定地域
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業主体の紀州中央農業協同組合に対する交付であり、農林水産物処理加工施設をJA女性会員が使用するもので目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	○	
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	町内の中津地区農畜産物加工所実績を踏まえ、利用計画を策定している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	JA女性会施設利用対象者を見込み、年間を通した利用計画を策定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設規模については利用計画等に基づき計画しており、設置場所は統合により使用されていない紀州中央農業協同組合の施設を改築するので、地域における他の施設や利用環境について検討している。

事業費積算等は適正か	○	
過大な積算としていないか	○	市場価格を調査し積算しているため、過大な積算としていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	紀州中央農業協同組合の施設を改築し整備するもので、既存施設の利用により整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設は、交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	当該備品は事業遂行上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は、統合により使用されていない紀州中央農業協同組合の施設であるので従来から農林漁業者の利便性も高く、利用者の要望もある場所で適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設は、従来から使用していた紀州中央農業協同組合の施設を改築して整備するため、用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体は紀州中央農業協同組合であり、経済委員会で検討され、理事会で承認されているため適正に策定されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	維持管理者は、紀州中央農業協同組合であり適正に管理・運営を行なう。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	収支計画は、策定されている。収支の均衡は取れている。 収入 販売額:4,975千円 支出 維持管理費・原材料費:1,604千円
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	他の事業との合体施工はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。